令和元年度（後期）小樽商科大学

授業料「免除・徴収猶予」申請のしおり

《目次》

Ⅰ　授業料免除の対象者　・・・・・・・2
Ⅱ　提出書類及び添付書類　・・・・・・・3
Ⅲ　授業料免除願の記入要領　・・・・・・・6
Ⅳ　家庭調書の記入要領　・・・・・・・6
Ⅴ　授業料免除が不許可又は半額免除となった場合　・・・・・・・8
Ⅵ　授業料徴収猶予について　・・・・・・・8
記入例・提出例・Ｑ＆Ａ・基準表　・・・・・・・9

授業料免除または徴収猶予の申請を願い出る場合は、このしおりを熟読のうえ、提出書類に不備のないよう注意してください。

１．申請受付期間

9月26日(木)～10月11日(金)21:00【厳守】

・**いかなる理由があっても締切日以降は受付しません。**また、書類に不備がある場合も受付しません。受付期間最終日は、窓口が大変混み合いますので、期間に余裕を持って申請してください。
・平日12:00～13:00及び土日祝日の間は受付しません。
・17:15以降は担当者が不在となることがありますので、できるだけ17:15以前に提出してください。

２．提出方法

・学生本人が学生支援課学生支援係窓口に直接提出してください。
・郵送での提出は原則として認めません。期間中に持参できない特別な事情がある場合は、必ず**事前に相談してください。**
・受付時に、提出書類の内容について説明を求めることがありますので、
学生本人が提出書類について、よく理解したうえで提出してください。

３．審査結果

12月上旬頃に学生支援課学生支援係窓口で学生本人に通知予定です。また、後日、授業料関係通知送付先（本人または保護者）に結果通知文書を郵送します。審査結果の通知日については、決定次第、グローカルラウンジⅠ前のデジタルサイネージに掲示します。

（問い合わせ先）
〒047-8501　小樽市緑3丁目5番21号　小樽商科大学　学生支援課学生支援係
TEL：0134-27-5245／FAX：0134-27-5243　e-mail：g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

《留意事項》

１．授業料免除等申請者は、審査結果の通知を受けるまで授業料の支払いが猶予されます。したがって、その間、授業料を支払わないでください。

前期は4月24日、後期は10月24日（銀行の休業日にあたる時は直前の営業日）に授業料の口座引き落としを行いますが、授業料免除等申請者については、これを行いません。

なお、支払済の授業料は、授業料免除を申請しても返還されません。

２．授業料免除等の申請については、毎年「前期」と「後期」の各期ごとに申請する必要があります。

前期分授業料が全額免除又は半額免除となった場合でも、後期分授業料の免除を希望する場合は、改めて免除の申請をしなければなりません。（猶予についても同様です）

３．授業料免除の選考対象者となる要件である「家計基準・学力基準」については、15頁の基準表を確認してください。

基準表「家計基準・学力基準について」に記載されている要件を満たす場合であっても、免除実施予算額や申請者内での相対的な順位等により免除対象とならない場合があります。

従って、**前回申請時に全額免除または半額免除となった場合でも不許可となることがあります**。

Ⅰ　授業料免除の対象者

１．経済的理由によって授業料の支払いが困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

ただし、次の各号の一に該当する場合は、免除の対象になりません。

（１）前の期分の授業料を滞納している場合
（２）特別の理由なく同一の学年に留まっている場合
（３）特別の理由なく標準修業年限を超えている場合
（４）既に当該期分の授業料を支払った場合

２．独立行政法人日本学生支援機構給付奨学生である場合
（奨学金の給付が停止中である者を除く）

３．授業料の納付期限（前期：4月末、後期：10月末）前1年以内において、学資負担者の死亡、離別、失職、退職、病気、事故等による家計急変があり、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の支払が著しく困難であると認められる場合

４．上記３に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

５．上記２、３、４の場合であっても、次の各号の一に該当する場合は免除の対象になりません。
（１）前の期分の授業料を滞納している場合
（２）既に当該期分の授業料を支払った場合

Ⅱ　提出書類及び添付書類

1．提出書類（全員提出する必要があります）

授業料免除・徴収猶予願／家庭調書（本学所定様式）
※6 頁の記入要領及び 9～10 頁の記入例を確認のうえ、作成してください。

こちらの QR コードからもアクセス可能です。

2．添付書類

①独立行政法人日本学生支援機構給付奨学生である場合は，添付書類の提出は不要です。（授業料免除・徴収猶予願／家庭調書（本学所定様式）のみの提出となります。）
②前期授業料免除を申請した学生（書類不備で不許可になった学生を除く。）が，後期授業料免除も申請する場合であって，前期申請時から家計状況に変化がない場合は，添付書類の提出は不要です。（授業料免除・徴収猶予願／家庭調書（本学所定様式）のみの提出となります。）
③住民税が非課税の世帯は，所得証明書もしくは非課税・課税証明書のみ添付してください。（住民税の記載があるものを提出してください。）
④家族全員について、表を確認し、該当する書類を提出してください。一人に複数の該当する書類がある場合は、該当する全ての書類を提出してください。
⑤（写）と記載されている書類については、Ａ４サイズにコピーしたもの（感熱紙不可）を提出してください。なお、提出された書類は返却できませんので、注意してください。
⑥**様式１～８**が必要な場合は、担当窓口に申し出るか、HPからダウンロードしてください。
小樽商科大学ホームページ→トップバナー「在学生」授業料・奨学金→入学料・授業料の免除、徴収猶予→令和元年度後期授業料免除等→4. 提出書類

添付書類№	区分	必要書類	発行所等
1	**就学者及び就学前の子を除く家族全員**	**所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）** ・**就学者及び就学前の子を除く家族全員分が必要です。**（専業主婦、年金受給者、予備校生を含む。） ・市町村に備付の様式がない場合のみ、「**様式１　証明願**」を使用してください。 ・就学者については、7 頁の「参考①」を参照してください。 ・所得証明書に住民税が記載されない自治体の場合は、**非課税・課税証明書を別に添付**してください。	市区町村役所（場）
2	**給与所得者**	（現在の勤務先に前年の 1 月以前から勤務している場合） **源泉徴収票（写）**（平成 30 年分） （現在の勤務先に前年の 1 月以降又は本年に就職・転職した場合） **「様式２　年収見込証明書」** ・年収見込証明書の提出が困難な場合は、直近の 3 ヶ月分の給与明細書（写）を提出してください。なお、給与明細書が提出された場合の年収算定方法については、原則として 3 ヶ月分給与÷3×15 で計算します。ただし、パート、アルバイト等と明らかにわかる場合については、3 ヶ月分給与÷3×12 で計算します。	勤務先

3	**自営業者等** （会社の代表を含む。） **給与以外の所得がある者** （不動産所得・配当所得等）	（前年の１月以前から行っている場合） **確定申告書（一表・二表・収支内訳書）（写）**（平成 30 年分） ・確定申告書等に受付印のあるものが必要です。 ・電子申告をした場合は、「申告内容確認書」に「受付結果（受信通知）」または「即時通知」を添付することによって税務署受付印とみなします。 ・受付印が無い場合は、確定申告書の欄外に申告者自身が申告の控えである旨を記入し、押印した上で提出してください。 ・確定申告の収入金額等の欄に給与所得の記載がある場合については、№2 の「給与所得者にかかる書類」についても提出してください。 ・確定申告をしていない場合は、市区町村長が発行する市民税申告書（写）等、平成 30 年分の収入金額、必要経費、所得金額が確認できる書類を提出してください。 （前年の１月以降又は本年から事業等を始めた場合） **事業主等の申立書（任意様式）** ・最近 2、3 ヶ月分の収入金額、必要経費、所得金額がわかるもの、申請する月から新たに始める場合は上記の見込金額がわかるものを提出してください。	税務署 市区町村役所（場） 事業主等
4	**無職・無収入者** （専業主婦・就学者を除く18歳以上で就労可能な者）	**「様式3　無職・無収入申立（証明）書」** 予備校生等についても必要です。証明者は就学者以外としてください。 また、№5及び№6の区分に該当していないか併せて確認してください。	親族等
5	**退職者** （H31.4.1以降に退職した場合）	**「様式4　退職等の証明書」** №4及び№6の区分に該当していないか併せて確認してください。 ※提出できない場合は、勤務を継続しているものとみなし、年収算定に加算します。	退職前の勤務先
6	**雇用保険受給資格者** （予定を含む。）	**雇用保険受給資格者証**（全ページの写し） №5の区分に該当していないか併せて確認してください。	公共職業安定所 （ハローワーク）
7	**年金受給者** （老齢、障害、遺族等）	**公的年金等の源泉徴収票（写）**又は**年金額改定通知書（写）**又は**年金振込通知書（写）等、前年**の受給金額がわかるもの **※複数受給されている場合はすべて提出してください。**	市区町村役所 年金事務所等
8	**傷病手当金受給者**	**傷病手当金支給決定通知書（写）等、**受給金額がわかるもの	勤務先 年金事務所
9	**生活保護受給者**	**保護決定通知書（写）等、前年**の受給額がわかるもの	市区町村役所
10	**臨時所得** （H31.4.1以降に取得したもの）	**保険金支払証明書（写）等、**所得額等がわかるもの	保険会社等

11	児童扶養手当 （母子・父子家庭の者等）	**児童扶養手当受給関係通知（写）**又は**振込通知書（写）等**、最新の受給額がわかるもの	福祉事務所 都道府県
12	就学者 （本人、小・中学生を除く）	**様式5　在学状況及び授業料免除状況証明書（国立大学のみ）** 国立大学以外の学校については、学校指定の**「在学証明書」**を提出してください。	各学校
13	障がい者	**障害者手帳（写）**等	市区町村役所
14	長期療養者 （6か月以上療養中又は6か月以上の療養を必要とする場合）	**「様式6　長期療養に係る医療費控除金額内訳書」**（提出任意）診断書（写）、医療費等領収書（写）、健康保険による医療給付（還付）の支払明細書等を添付すること。（提出任意） ※領収書等がないものは認定されません。	学生本人等 医療機関
15	単身赴任者 （主たる家計支持者が単身赴任している場合）	**「様式7　学資負担者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額申立書」**（提出任意） 赴任先での最近1年以内の住居費､水道光熱費等の領収書（写）を貼付すること。 ※領収書等がないものは認定されません。	家計支持者等
16	学資負担者の死亡、離別、失職、退職、病気、事故等による家計急変があった （納付期限前1年以内）	**「様式8　家計急変についての事情書」**（提出任意） 家計急変の事由ごとに定められた書類を添付すること。	学生本人等 勤務先 市区町村役所
17	本人または学資負担者が風水害被害を受けた （納付期限前1年以内）	**被災証明書（罹災証明書）、被害額・補填額を確認できる書類、所得税の確定申告（写）**	消防署 市区町村役所 保険会社等
18	申請者が勤労学生かつ家計支持者の場合 （夜間主コース学生・大学院の社会人学生に限る。）	**所得証明書、源泉徴収票・確定申告書等所得に関する証明書（写）、本人の健康保険証（写）、世帯全員の住民票**	勤務先 市区町村役所
19	父母ともに収入がなく、預・貯金を切り崩して生活している場合	**生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3ヶ月分の記帳部分）（写）**	家計支持者等
20	2年次以上の学生	研究指導教員または履修指導教員の推薦書（任意） ※教員の推薦により、授業料免除を受けることで成績が好転する可能性が高いと認められる者については、学力基準が緩和される場合があります。 詳細は、最終頁の「学力基準」2項をご覧ください。	各教員
21	その他	必要に応じて、大学が指示する書類	

※「児童手当」については、給付対象児童が世帯に含まれることを以て、給付額を世帯年収に加算しますので、証明書類等を提出する必要ありません。

Ⅲ　授業料免除願の記入要領

10 月 1 日時点の状況を下記により記入してください。

1．署名等

本人氏名欄、家計支持者（原則父母）氏名欄は各自が署名してください。

2．申請理由

（1）申請時現在の状態で、申請に至った理由、家庭調書で説明できない事情等を詳細に記入してください。
（2）家計支持者が無職等の場合は、その年月、生活費の出所等を所定欄に記入してください。
（3）風水害・火災の事情で申請する場合は、被害年月日、被害内容、被害額（経常的に支出増又は収入減となる年間金額。保険、損害賠償等によって補填された金額を除く。）を家庭調書の「特別控除関係」欄に記入してください。
（4）金額単位は、千円未満切り上げとすること。

Ⅳ　家庭調書の記入要領

10 月 1 日時点の状況を下記により記入してください。

1．「就学者を除く家族」欄

下記の①～④を確認のうえ、就学者を除く家族全員について「自宅・自宅外」のいずれかに○を付け、「続柄」、「氏名」等を記入してください。

① 家計支持者（原則父母）と同居の兄弟姉妹、祖父母も記入すること。
別世帯であっても同居している場合は、記入が必要です。
・別居であっても、家計支持者と生計を一にする者も記入してください。
・別居独立の兄弟等については、記入する必要はありません。

② **本人が家計支持者（原則、夜間主コース、大学院の社会人学生である独立生計者）である場合**、所得に関する証明書及び父母等の扶養親族ではないことを確認できる書類として本人の健康保険証の写し、住民票（本人用ではなく、同一世帯分）を必ず添付すること。所得に関する証明書等の必要な書類については、「Ⅱ提出書類及び添付書類」を参照してください。

③ 父又は母が死亡・生別の場合は、その年月等を「特別控除関係」欄に記入すること。

④ 「現在の収入形態」について、該当する項目が複数ある場合は、それぞれ○を付けること。

なお、前年の 1 月以降、該当するに至った場合は、その年月も記入すること。

2．「本人以外の就学者」欄

7 頁の「参考①」を確認のうえ、就学者全員について「続柄」、「氏名」、「学校名」、「学年※」等を記入し、各項目の該当する番号を○で囲んでください。***※10 月 1 日時点の学年で記入すること。***

なお、予備校生等は、就学者には該当しませんので、注意してください。

兄弟等（小・中学生を除く。）が**国立大学または国立大学院**（公立・私立大学は除く。）に在学している場合は、証明を受けた「様式 5　在学状況及び授業料免除状況証明書」に基づき、前年度（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）の授業料免除の有無等について記入すること。

●参考①

就学者とは、以下のア～クに在学する者であること。

ア　小学校
イ　中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）
ウ　高等学校（通信制高等学校、放送大学の特修生、中等教育学校の後期課程を含む。）
エ　高等専門学校
オ　短期大学
カ　大学（大学通信教育部、大学院、専攻科、別科を含む。ただし、研究生、聴講生は除き、放送大学については全科履修生に限る。）
キ　特別支援学校
ク　専修学校（高等課程、専門学校）

●注意

以下の学生等は、就学者として、認められないため「就学者を除く家族」欄に記入すること。
①各種学校（**予備校**など）生、②研究生、③聴講生、④科目等履修生、⑤浪人生、⑥防衛大学校、水産大学校、職業能力開発大学校、農業大学校などの学生、⑦ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙｽｸｰﾙの学生

●参考②

母子・父子世帯とは、家族構成が以下の何れかに該当する世帯であること。

ア　母又は父、就学者または 18 歳未満の子
イ　母又は父、就学者または 18 歳未満の子、60 歳以上で経済力のない祖父母
ウ　祖父母、就学者または 18 歳未満の子
※長期療養、心身に障がいがある等の理由により経済力のない人は、「就学者または 18 歳未満の子」と同様に取り扱います。

●注意

以下の場合は母子・父子世帯となりません。

エ　母又は父、就学者または 18 歳未満の子、18 歳以上の未就学者（「長期療養者」「心身に障がいがある」のどちらにも該当しない）

－注意事項－

申請受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明した場合、追加で書類の提出等を指示することがありますので、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

0134-27-5245（「学生支援係」名で携帯に登録しておくこと）

申請受付後であっても、追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。

提出された申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、免除の許可を取り消すことになりますので十分注意してください。

※懲戒処分等の対象となる場合があります。

Ⅴ　授業料免除が不許可又は半額免除となった場合

授業料免除の申請結果が不許可又は半額免除となった場合及び授業料徴収猶予が認められた場合、納付期限は令和２年２月 28 日（金）となります。

Ⅵ　授業料徴収猶予について

通常の後期分授業料の支払期限は10月末ですが、これを最終期限の令和2年2月28日（金）まで猶予します。
令和元年度後期分の授業料徴収猶予を希望する学生は、下記により申請してください。

１．申請方法

「授業料免除・徴収猶予願」を学生支援課学生支援係窓口に提出してください。
（授業料免除を申請した学生は、同時に徴収猶予も申請したものと取り扱います。）

２．受付期間等

9月26日（木）～10月11日（金）21:00まで【厳守】

※平日12:00～13:00及び土日祝日の間は、受付しません。
※締切以降は受付しませんので、期間に余裕を持って申請してください。

３．審査結果

・12月上旬頃、学生支援課学生支援係窓口にて、本人に通知予定です。
・後日、授業料関係通知送付先（本人または保護者）に結果通知文書を郵送します。

※その他、「授業料免除」の取扱いに準じます。

授 業 料 免 除 ・徴 収 猶 予 願

入学年度を記入し、入学又は編入学のいずれかに〇を付ける。

どちらかにチェックする。

令和　　年　　月　　日

提出年月日を記入する。

小樽商科大学長　殿

入　学　年　度：平成　　年度　※（入学・編入学）□学部　□大学院　学年：　　年次

本　人　氏　名：　　学生番号：

※本人が署名すること

本　　人　〒　　－　　TEL(携帯電話)：　　－　　－　　FAX：　　－　　－

住所：

連　　絡　　先：

家計支持者氏名：

※家計支持者が署名すること

（留学生および社会人学生は記入不要）

家 計 支 持 者　〒　　－　　TEL：　　－　　－

住所：

連　　絡　　先：

授業料免除・徴収猶予を申請するに至った事情を具体的に記入する。
※世帯を構成する一人ひとりの状況をそれぞれ記入すること。

該当する欄にチェックを記入する。

現在、授業料を納付することが困難なため、以下のとおり申請します。

●申請内容

☑授業料免除・徴収猶予を申請する。

（授業料免除を申請した場合、授業料徴収猶予も同時に申請したと取り扱います）

□授業料徴収猶予のみ申請する。（許可された場合、徴収猶予期限は２月末となります）

□（前期申請者のみ）前期申請時から家計状況に変化はない。→追加書類の提出不要

●申請理由：世帯一人ひとりの状況等について、**本人**が詳細に記入すること。

父は、不況の影響により、平成３１年３月末に解雇されました。平成３１年４月から再就職したものの給料は以前の半分程度に減少してしまいました。

母は、令和元年５月から家計を支えるためにパートをしていますが、勤務時間が限られており、それほど多くの収入は得られません。

また、私は３人兄弟ですが、姉は国立大学、兄は専門学校に通っており収入はありません。私は、勉学に集中したいと考えておりアルバイトをする時間が限られています。奨学金も受けてはいますが、家計から私の授業料を支払うことができません。以上の理由により、授業料の免除をお願いいたします。

●家計支持者が無職等の場合、その年月、生活費の出所

家計支持者が無職の場合には、いつからその状況にあるのか、現在、生活費をどのようにまかなっているのか、再就職の見通し等について記入する。

過去に休学したことがある場合に記入する。休学の理由についても該当するものに〇を付ける。

休学歴がある場合、その期間・理由を記入	※2019 年度前期までの授業料納付状況	※前回の授業料免除状況
平成　　年　　月～平成　　年　　月	授業料：（納入済）・　未納	全額免除・（半額免除）・不許可・申請なし
病気・留学・その他（　　）		

前の期までの授業料の納付状況について該当するものに〇を付ける。

前回の授業料免除の申請の有無及び結果を記入する。

家　庭　調　書

該当する項目に〇を付ける。

該当する項目に〇を付ける。
また、前年の１月以降に該当するに至った場合は、その年月を記入する。

続柄		氏名	年齢	現在の収入形態(該当するものにすべて〇をつけてください)
本人		1. 自宅 (2.) 自宅外	才	(1.)大学生　2. 大学院生
就学者を除く家族	父	(1.) 自宅 2. 自宅外	才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得　有・無 H31 年 4 月以降の就職・転職の有無：(有)(R1　年　7　月～)　・　無 H31 年 4 月以降の退職の有無：有(H　　年　　月～)　・　無
	母	(1.) 自宅 2. 自宅外	才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得　有・無 H31 年 4 月以降の就職・転職の有無：有(H　　年　　月～)　・　無 H31 年 4 月以降の退職の有無：有(H　　年　　月～)　・　無
		1. 自宅 2. 自宅外	才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得　有・無 H31 年 4 月以降の就職・転職の有無：有(H　　年　　月～)　・　無 H31 年 4 月以降の退職の有無：有(H　　年　　月～)　・　無
		1. 自宅 2. 自宅外	才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得　有・無 H31 年 4 月以降の就職・転職の有無：有(H　　年　　月～)　・　無 H31 年 4 月以降の退職の有無：有(H　　年　　月～)　・　無
		1. 自宅 2. 自宅外	才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得　有・無 H31 年 4 月以降の就職・転職の有無：有(H　　年　　月～)　・　無 H31 年 4 月以降の退職の有無：有(H　　年　　月～)　・　無

H30.4.1 以降、保険金等の臨時所得があった場合に〇を付ける。

自宅外で独立している兄弟などは、記入しないこと。

申請日（前期：4 月 1 日、後期：10 月 1 日）現在の就学者について記入する。
前期に申請する場合は、3 月卒業及び 4 月入学の兄弟についての誤記載に注意すること。

を記入してください。
だし、同居の祖父母等は記入して

国立の場合、前年度分の授業料免除の状況について、該当する項目に〇を付ける。

本人以外の就学者	続柄	氏名 （　才）	設置区分	在学学校（学年）	前年度分 授業料免除状況 ※国立の就学者のみ 前期	後期
		(1.)自宅 2. 自宅外 （　才）	(1.)国立 2. 公立 3. 私立	1. 小学校　2. 中学校　3. 高校　(4.)大学　5. 高等専門学校 6. 専修学校（高等課程）　7. 専修学校（専門課程）　年 学校名	1. 無 2. 全額 3. 半額	1. 無 2. 全額 (3.)半額
		(1.)自宅 2. 自宅外 （　才）	1. 国立 2. 公立 (3.)私立	1. 小学校　2. 中学校　3. 高校　4. 大学　5. 高等専門学校 6. 専修学校（高等課程）　(7.)専修学校（専門課程）　年 学校名	(1.)無 2. 全額 3. 半額	(1.)無 2. 全額 3. 半額
		1. 自宅 2. 自宅外 （　才）	1. 国立 2. 公立 3. 私立	1. 小学校　2. 中学校　3. 高校　4. 大学　5. 高等専門学校 6. 専修学校（高等課程）　7. 専修学校（専門課程）　年 学校名	1. 無 2. 全額 3. 半額	1. 無 2. 全額 3. 半額
		1. 自宅 2. 自宅外 （　才）	1. 国立 2. 公立 3. 私立	1. 小学校　2. 中学校　3. 高校　4. 大学　5. 高等専門学校 6. 専修学校（高等課程）　7. 専修学校 学校名		

高校卒業後に入学する専門学校は、主に、専修学校（専門課程）。

（注 1）　予備校生は就学者には該当しません。

特別控除関係		
	母子・父子世帯	父無：　生別　・　死亡　（　　年　　月）※死亡の場合のみ、年月を記入してください。 母無：　生別　・　死亡　（　　年　　月）※死亡の場合のみ、年月を記入してください。
	障がい者のいる世帯	続柄（　　）　障がい者（障がい者手帳　有・無）　手帳番号（　　） 続柄（　　）　障がい者（障がい者手帳　有・無）　手帳番号（　　）
	長期療養者のいる世帯	続柄（　　）　療養期間　　年　　月から ※1. 入院・2. 通院 続柄（　　）　療養期間　　年　　月から ※1. 入院・2. 通院
	家計支持者別居の世帯	続柄（　　）
	火災・風水害等の災害を受けた世帯	被害年月日　年　月　日　／　被害内容
	家計急変世帯	家計急変事由（　　）

授業料免除申請書類の提出例

以下は、授業料免除申請に必要となる提出書類の一例です。
「確認書類の写し」を提出する場合は、A4 サイズでコピー（感熱紙は不可）してください。

例 1　本人、父（給与所得者）、母（パート）、妹（大学生）、祖父（年金受給者）

共通	1	授業料免除・徴収猶予願／家庭調書
父	2	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）
	3	前年分の源泉徴収票の写し
母	4	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）
	5	前年分の源泉徴収票の写し
妹	6	「様式５　在学状況及び授業料免除状況証明書」（国立以外の場合は、「在学証明書」）
祖父	7	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）
	8	前年の年金額改定通知書、年金振込通知書など年金の受給額が確認できる書類の写し

例 2　本人、父（失業中、雇用保険等の受給はなく無収入）、母（専業主婦）、妹（中学生）

共通	1	授業料免除・徴収猶予願／家庭調書
父	2	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）
	3	「様式３　無職・無収入申立（証明）書」
	4	「様式４　退職等の証明書」**※申請前６ヵ月以内に退職している場合のみ**
	5	預貯金通帳のコピー
	6	「様式８　家計急変についての事情書」（任意提出）**※申請前１年以内に失業した場合のみ**
母	7	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）
妹	8	提出書類不要

例 3　本人、父（自営業者）、母（専業主婦）、妹（予備校生）、祖父（年金受給者・障がい者）

共通	1	授業料免除・徴収猶予願／家庭調書
父	2	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）
	3	前年分の確定申告書の両面及び収支内訳書の写し
母	4	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）
妹	5	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）
	6	「様式３　無職・無収入申立（証明）書」
祖父	7	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）
	8	前年の年金額改定通知書、年金振込通知書など年金の受給額が確認できる書類の写し
	9	障害者手帳の写し

例 4　本人、母（パート）、妹（小学生）※母子家庭で生活保護世帯

共通	1	授業料免除・徴収猶予願／家庭調書
母	2	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）
	3	前年分の源泉徴収票の写し
	4	保護決定通知書の写し**※前年の受給額が確認できるものを提出。**
	5	児童扶養手当受給関係通知、振込通知書等の写し**※最新の受給額がわかるもの**
妹	6	提出書類不要

例 5　本人、父（申請前 6 ヶ月以内に失業。雇用保険受給中）、母（パート※昨年 5 月に就職）

共通	1	授業料免除・徴収猶予願／家庭調書
父	2	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）
	3	雇用保険受給資格者証（全ページの写し）
	4	「様式 4　退職等の証明書」**※退職先からの証明が必要です。**
	5	家計急変についての事情書（任意提出）
母	6	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの）
	7	「様式 2　年収見込証明書」　**※勤務先の証明が必要です。**

よくある質問Ｑ＆Ａ

1 申請前にある質問

Q1：誰でも申請できますか。

Ａ1：学部、大学院の正規生のみ申請できます。免除の対象となるのは、**「Ⅰ授業料免除の対象者」の１～４のいずれかの基準を充たした学生**です。なお、授業料を納付済みの場合は対象となりません。

Q2：家計基準を充たしているかわかりません。

Ａ2：家計基準については、世帯の収入や家族の人数などによって異なるため一概には言えませんが、基準表「家計基準・学力基準について」の「5 人家族の例」を参考にしてください。

Q3:前の学期までの授業料を未納の場合（全額免除となった場合を除く）は申請できますか。

A3：申請することはできません。

2 提出書類に関する質問

Q4：何を用意すれば良いのかわかりません。

Ａ4：「提出例」に具体的な提出書類を例示していますので、参考にしてください。
なお、詳細は、3 頁の「Ⅱ 提出書類及び添付書類」に記載されている区分を確認し、該当する書類を用意してください。

Q5：所得に関する証明書として所得証明書を用意しましたが、源泉徴収票も必要ですか。

Ａ5：給与所得者の方は、所得証明書に加えて、源泉徴収票の写しが必要です。なお、自営業者等の方も同様に、所得証明書に加えて、確定申告書の両面及び収支内訳書の写しが必要です。
※給与所得者・自営業者ともに、現在の仕事に従事し始めたのが前年の 1 月以降の場合、別の書類が必要となります。（詳細は 3 頁の「Ⅱ 提出書類及び添付書類」を参照して下さい）

Q6：生計を同一にする世帯には、具体的にどこまでが含まれますか。

Ａ6：父母等と同居している家族はもちろん、別居している場合でも所得税法上、父母等の扶養親族である場合は、これを含みます。例えば、収入があり、生活費等は父母と完全に別である兄弟であっても、父母等と同居している場合は、同一の世帯に含みます。また、別居している祖父母であっても、父の扶養に入っている場合等は生計を一にしているとみなし同一の世帯に含みます。

3 受付後にある質問

Q7：受付時に不足書類があることがわかり、再提出期限を指示されましたが期限に間に合いません。

A7：審査に支障がでるため、早急に提出する必要があります。いつまでならば提出できるのか確認し、学生支援課学生支援係へ連絡してください。単なる準備不足の場合は、申請を認めませんので注意してください。

Q8：受付後に大学から連絡がくることはありますか。

A8：受付時に窓口にて、不足書類がないか確認していますが、審査中、あらたに不足書類が判明することもあります。その場合、大学から学生本人又は保護者に連絡し、不足書類の提出を指示することになります。
審査期間中にこの連絡に応じない場合や、指示された不足書類の提出をしなかった場合は、審査の対象外となりますので、十分注意してください。
なお、大学からは、通常、学生本人の携帯電話に連絡しますので、学生支援課学生支援係の電話番号（0134-27-5245）を「学生支援係」名で必ず登録しておいてください。

Q9：判定結果はどのように通知されますか。

A9：判定結果については、前期は 8 月上旬、後期は 12 月上旬に学生支援課学生支援係窓口にて学生本人に個別に通知します。なお、授業料関係通知送付先（本人または保護者）に別途、通知文書を郵送します。

Q10：判定結果が不許可となった理由を教えてください。

A10：原則として、電話でのお問い合せには個人情報保護の観点からお応えできません。
学生本人が窓口にて確認してください。

家計基準・学力基準について

家計基準

★申請時の収入状況が前年度と同様の場合、概ね、以下のような計算方法となります。
なお、前年と異なる場合は、申請時の収入状況を考慮し、別途、所得の計算をします。

●5人家族の例

1. 世帯の状況

父	給与所得者	年収額（源泉徴収票の支払金額）	年額	4,550,000	円
母	パート	年収見込証明書による年間収入金額	年額	1,532,000	円
妹	公立高校生・自宅通学	収入なし			
祖母	年金受給者・障がい者	年金受給額	月額	70,000	円

2. 所得計算 （必要経費控除額の計算は、表面の（２）必要経費を参照）

父　：年収額4,550,000円－必要経費控除額（4,550,000円×0.3＋620,000円）＝**2,565,000円**
母　：年収額1,532,000円－必要経費控除額（1,532,000円×0.2＋830,000円）＝**395,600円**
祖母　：年金受給額（年額）840,000円（70,000円×12カ月）－必要経費控除額（840,000円）＝**0円**

所得金額（合計）　2,960,600円・・・（A）

3. 特別控除額の計算 （裏面の（３）特別控除額を参照）

本人（自宅通学）	280,000円
妹（公立高校・自宅通学）	280,000円
祖母（障がい者）	860,000円

特別控除額（合計）　1,420,000円・・・（B）

4. 認定所得金額の計算

認定所得金額（A）－（B）＝1,540,600円・・・（C）

5. 収入基準額 （裏面の別表第1・別表第2を参照）

5人家族の基準額（学部）3,600,000円・・・（D）

6. 判定結果

（C）－（D）　1,540,600円－3,600,000円 ＝ －2,059,400円　※収入基準額を下回っている。

判定結果：選考対象に該当

（参考）　総所得の算定方法

（１）総所得金額
総所得金額とは、申請者の属する世帯の金銭、物品などの１年間の総収入金額から、（２）の「必要経費」及び（３）の「特別控除額」を差し引いて得た金額をいう。
世帯の総収入金額には学生本人の収入（奨学金を含む全ての収入）を含まないものとする。ただし、独立生計者と認定された学生（配偶者がいるときは、配偶者を含む。）にあっては、奨学金以外の収入及び父母等から給付を受けている金銭、物品などの金額を含むものとする。
なお、１年間の総収入金額は、申請の前年１年間の額によることとし、これにより難い場合は、独立行政法人日本学生支援機構の取扱いを準用する。

（２）必要経費
必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱うこととする。
① 給与所得
俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。
・収入金額が１０４万円以下の場合は収入金額と同額とする。
・収入金額が１０４万円を超え２００万円までの場合
収入金額×０．２＋８３万円
・収入金額が２００万円を超え６５３万円までの場合
収入金額×０．３＋６２万円
・収入金額が６５３万円を超える場合
２５８万円
（注）１　給与所得者が２人以上いる場合、この計算は各人別に行う。
２　同一人で２以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

② 商業、工業、林業、水産業所得
年売上げ高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とを控除する。
なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分（たな卸資産）は含まない。
また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

③ 農業所得
総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去１年間の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除する。なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算することとする。
また、家計仕向け分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。

④ その他の職業による所得及び雑所得
給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等）によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

⑤ 臨時的な所得
公租公課等の経費を控除する。
なお、臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、当該授業料免除実施前６カ月間（※）における収入のみとする。

（※）入学料免除・入学料徴収猶予の場合は、実施前1年間。

（３）特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

	特別の事情	特別控除額		備考
A 世帯を対象とする控除	①母子・父子世帯であること。	490,000 円		**（備考1）** Ａ欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に申請者本人分は含めない。 **（備考2）** Ａ欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除（国立学校に係るもの）は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合は、Ｂ欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料免除を受けている場合はＢ欄の金額と授業料納入金額との合計額がＡ欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を超えない範囲内で授業料納入金額を加算することができる。 **（備考3）** 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりＡ欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用すること。 **（備考4）** Ａ欄の控除については、該当する特別の事情が２以上ある場合には、それらの特別控除額をあわせて控除することができる。
	②就学者のいる世帯であること。	・小学校児童１人につき 80,000 円		
		・中学校及び中等教育学校の前期課程生徒１人につき 160,000 円		
		・国、公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	・自宅通学 280,000 円 ・自宅外通学 470,000 円	
		・私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	・自宅通学 410,000 円 ・自宅外通学 600,000 円	
		・国・公立高等専門学校学生1人につき	・自宅通学 360,000 円 ・自宅外通学 550,000 円	
		・私立高等専門学校学生1人につき	・自宅通学 600,000 円 ・自宅外通学 800,000 円	
		・国・公立大学学生1人につき	・自宅通学 590,000 円 ・自宅外通学 1,020,000 円	
		・私立大学学生1人につき	・自宅通学 1,010,000 円 ・自宅外通学 1,440,000 円	
		・国・公立専修学校高等課程生徒1人につき	・自宅通学 170,000 円 ・自宅外通学 270,000 円	
		・私立専修学校高等課程生徒1人につき	・自宅通学 370,000 円 ・自宅外通学 460,000 円	
		・国・公立専修学校専門課程生徒1人につき	・自宅通学 220,000 円 ・自宅外通学 620,000 円	
		・私立専修学校専門課程生徒1人につき	・自宅通学 720,000 円 ・自宅外通学 1,120,000 円	
	③障害者のいる世帯であること。	障害者1人につき860,000円		
	④長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。		
	⑤主たる学資負担者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、710,000円を限度とする。		
	⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。		
	⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき380,000円。なお、その所得が380,000円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。		

B 本人を対象とする控除	（大学・大学院） 自宅通学280,000円／自宅外通学720,000円

●別表　授業料免除免除に係る収入基準額表

【大学】

区分		
世帯人員	1人	1,670,000円
	2人	2,660,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,340,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,780,000円
	7人	3,950,000円

（備考）
世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

【大学院博士前期課程及び専門職学位課程】
※（　　）内は、博士後期課程

区分		
世帯人員	1人	1,820,000円（2,540,000）
	2人	2,900,000円（4,040,000）
	3人	3,340,000円（4,670,000）
	4人	3,640,000円（5,070,000）
	5人	3,930,000円（5,480,000）
	6人	4,120,000円（5,740,600）
	7人	4,320,000円（6,020,000）

（備考）
世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円(280,000円)をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

学力基準

（学部）

1.1年次生及び編入学・再入学当初の年度の場合
本学入学試験に合格した者

２．２年次生以上の場合
（１）前年度までに次表に掲げる学修成績を修めた者とする。

学年	修得単位数	GPA
２年次	３１単位以上	本人の属する学年全員の最上位から７０%以内 （（３）に該当する場合は、本人の属する学年全員の最上位から８０%以内）
３年次	３１単位以上	
４年次	２５単位以上	

（２）研究指導教員又は履修指導教員の推薦により、授業料免除を受けることで成績が好転する可能性が高いと認められる者にあっては、前年度までに以下に掲げる学修成績を修めた者とする。

学年	修得単位数	GPA
２年次	３１単位以上	本人の属する学年全員の最上位から７５%以内 （（３）に該当する場合は、本人の属する学年全員の最上位から８５%以内）
３年次	３１単位以上	
４年次	２５単位以上	

（３）次のいずれかに該当し経済的困窮度が著しく高く、家計基準及び所定単位数を満たしている場合には、学力基準を緩和し、特例として免除の対象とすることができる。
（ア）母子又は父子世帯で生活困難な者
（イ）生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
（ウ）本人が障害者
（エ）原子爆弾による被爆者及び被爆者の子女

（大学院）

1.1年次生及び編入学・再入学当初の年度の場合
本学入学試験に合格した者

2.2年次生以上の場合
（１）前年度までに次表に掲げる単位数を修得し、かつ、前年度までの累積GPAが２．１以上（（２）に該当する場合は１．９以上）の者とする。
ただし、当該学生の成績評価にGPAが用いられていないときは、GPAの算出式によって得た値により判定する。

所属	修得単位数
博士前期課程	１６単位以上
ｱﾝﾄﾚﾌﾟﾚﾅｰｼｯﾌﾟ専攻	１８単位以上
博士後期課程	６単位以上

（２）次のいずれかに該当し経済的困窮度が著しく高く、家計基準及び所定単位数を満たしている場合には、学力基準を緩和し、特例として免除の対象とすることができる。
（ア）母子又は父子世帯で生活困難な者
（イ）生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
（ウ）本人が障害者
（エ）原子爆弾による被爆者及び被爆者の子女

※学部・大学院共通

・令和元年度は，経済的理由により修学困難と認められる者のために，寄附金による「授業料免除特別枠事業」を行います。
・「授業料免除特別枠事業」においては，**上記の学力基準にかかわらず**授業料の 1/4 を免除することがあります。
・詳細は「授業料免除特別枠事業について」（別紙）をご覧下さい。